

令和2年度旭川市農業委員会第4回定例農地部会議事録

- 1 開催日 令和2年7月27日（月曜日）
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後1時55分閉会
- 3 開催場所 旭川市6条通9丁目 旭川市総合庁舎議会棟2階 第1委員会室
- 4 出席委員 18名
1番・宿谷 昌一 2番・鷺尾 勲 3番・川上 和幸 4番・山口 喜松
5番・一宮 敏昭 6番・鹿野 直子 7番・松木 一幸 8番・笹田 文彦
9番・清水 利秋 10番・高倉 伸淳 11番・石尾 卓也 12番・滝川 岳雪
13番・宮嶋 睦子 14番・平 克洋 15番・吉田 清 16番・波能 隆
17番・柿木 和恵 18番・鈴木 剛
- 5 欠席委員 19番・幅崎 勝良
- 6 事務局職員 津村事務局長 小浜事務局次長 大谷農地係長
澤口農地係主査 北田農地係主査 長根農地係主任
荒農地係主任 武田農地係主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 16番・波能 隆 17番・柿木 和恵
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (4) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (5) 議案第5号 現地目証明願について
 - (6) 議案第6号 旭川農業振興地域整備計画について
 - (7) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (8) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
 - (9) 報告第3号 農地所有適格法人の報告について
 - (10) 報告第4号 農地所有適格法人以外の者の報告について

10 議事録本紙

- 議長（鈴木 剛） ただいまから、令和2年度旭川市農業委員会第4回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員は、18名でございます。部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
- 欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。
- 事務局（津村事務局長） 事務局。
御報告申し上げます。
本日の部会に、19番幅崎委員から欠席する旨の届出がありましたので御報告いたします。
以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
16番波能委員、17番柿木委員の両委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
また、会議につきまして、発言の際は議席番号を告げてから御発言願います。
-
- 議長（鈴木 剛） それでは、議事に入ります。
日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（澤口主査） 事務局。
日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明します。議案の1ページを御覧ください。
御審議いただく全体の件数は、所有権移転が、江神地区で1件、西神楽地区で1件の計2件、使用貸借権設定が東鷹栖地区で2件の、あわせて4件でございます。
番号1番および2番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却する案件です。
番号3番および4番につきましては、貸主の経営移譲に伴い、所有する農地を後継者である借主に貸し付ける案件です。
いずれも、議案補足資料1ページから4ページにあります農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上でございます。

○議長（鈴木 剛） それでは、所有権移転番号1番および2番、使用貸借権設定番号1番および2番について、審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定をいたします。

○議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（荒 主任） 事務局。
日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の3ページを御覧ください。
本件の転用目的は、自己所有農地に農家住宅を建設するものであります。
次に補足資料5ページの位置図をお開きください。申請地はJR北永山駅から東北東方向へ約800mのところに位置します。
次に補足資料7ページの審査表をお開きください。農地区分の判断につきまして、1の（1）及び（2）を御覧ください。
申請地は一団の農地の区域内にあることを図面で確認するとともに、高性能機械による営農に適するものと認められる農地であることから、甲種農地と判断されます。
申請地以外の代替地については1の（3）に記載のとおり、自己所有農地に隣接する申請地での農家住宅建設が経営上最適であることから、代替性が無いと判断されます。
補足資料8ページにお移りください。一般基準について順に御説明いたします。
事業実施の確実性については、預金残高証明書及び融資証明書により資力について確認しているほか、申請書の工事計画にて事業に遅滞なく供する見込みであることを確認しております。
被害防除措置については、雨水は自然浸透させるほか、汚水・生活排水は浄化槽を設け敷地内浸透処理することから、付近の土地に及ぼす影響はないと思われまます。
続いて補足資料10ページにお移りください。例外許可事由について4に記載しております。
甲種農地の転用については、原則不許可とされておりますが、農地法施行令第4条第1項第2号へ及び農地法施行規則第38条において、市町村農業振興地域整備計画に従って行われるものであって、マスタープランに位置づ

けられるものは許可できることとされており、本件はこれに該当するものです。

総合判断について5に記載しており、工事が完了するまでの間、許可日から3ヶ月後及びその後1年毎に工事の進捗状況を報告すること、また、工事が完了した時は遅滞なくその旨を報告することの条件を付して、許可相当であるとの旨を記載しております。

同じページ下段の北海道農業会議への意見聴取の有無をご覧ください。

本件は30a以下の農地転用案件で、かつ、農家住宅への転用であることから、北海道農業会議への意見聴取を行わないこととしたいと考えております。

次に補足資料12ページ、意見書裏面の下から4項目目、総合意見をご覧ください。

これまで御説明した事項を踏まえまして、本申請は許可相当と認められる、と意見を付したいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） それでは、番号1番について、審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第2号について「異議なし」と認め、北海道農業会議への意見聴取は行わず、許可相当の意見を付して、北海道に進達することに決定をいたします。

○議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（荒 主任） 事務局。
日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の5ページを御覧ください。
本件の転用目的は、土地収用法の告示に係る事業のため、既存の施設の隣接地にバス駐車場及びバス待合所を造成するものであります。
次に補足資料13ページの位置図をお開きください。申請地はJR東旭川駅から南南西方向へ約4.1kmのところに位置します。
次に補足資料14ページの土地利用計画図をご覧ください。申請地には、バス駐車場及びバス待合所の他、バス用の通路や職員の駐車場等が造成される計画です。

次に補足資料15ページの審査表を御覧ください。農地区分の判断につき

まして、1の(1)及び(2)を御覧ください。

申請地は一団の農地の区域内にあることを図面で確認するとともに、高性能機械による営農に適するものと認められる農地であることから、甲種農地と判断されます。

申請地以外の代替地については1の(3)に記載のとおり、各営業所を既存の営業所に集約し既存施設との一体利用を図るという事業目的から、既存営業所に隣接する申請地以外に代替性が無いと判断されます。

補足資料16ページにお移りください。一般基準について順に御説明いたします。

事業実施の確実性についてですが、融資見込証明書により資力について確認しているほか、申請書の工事計画にて事業に遅滞なく供する見込みであることを確認しております。

被害防除措置について、雨水は敷地内配水管及び隣地境界線に素掘り側溝を設置し、災害防止用の洪水調整池を経由し、市道内の配水管に放流します。また、汚水は既設汚水枡へ接続し下水道本管へ放流することから、付近の土地に及ぼす影響はないと思われま

す。続いて補足資料18ページにお移りください。例外許可事由について4に記載しております。

甲種農地の転用については、原則不許可とされておりますが、農地法第5条第2項ただし書きで、土地収用法第26条第1項の規定による告示による事業の用に供する転用については不許可の例外とされており、本件はこれに該当するものです。

総合判断について5に記載しており、工事が完了するまでの間、許可日から3ヶ月後及びその後1年毎に工事の進捗状況を報告すること、また、工事が完了した時は遅滞なくその旨を報告することとの条件を付して、許可相当であるとの旨を記載しております。

同じページ下段の北海道農業会議への意見聴取の有無をご覧ください。

本件は30a以上の農地転用案件であることから、農地法第5条第3項で準用する農地法第4条第4項に基づき、北海道農業会議への意見聴取を行います。

次に補足資料20ページ、意見書裏面の下から4項目目、総合意見を御覧ください。

これまで御説明した事項を踏まえまして、本申請は許可相当と認められる、と意見を付したいと考えおります。

以上でございます。

○議長(鈴木 剛)

それでは、番号1番について、審議願います。

御意見、御質問ございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長(鈴木 剛) 発言がございませんので、議案第3号について「異議なし」と認め、北海道農業会議に意見聴取し、許可相当の意見を付して、北海道に進達することに決定いたします。

○議長(鈴木 剛) 続きまして、日程第4議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局(北田主査) 事務局。
日程第4議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案の7ページを御覧ください。
御審議いただく全体の件数は、所有権移転が1件、賃貸借権の設定が4件の合計5件となっております。
地区別といたしましては、所有権移転の1件は西神楽地区、賃貸借権設定の4件は、全て東旭川地区となっております。
集積面積は、所有権移転が1.7ヘクタール、賃貸借権設定が14.5ヘクタール、合計16.2ヘクタールとなっております。
内容につきましては、所有権移転の1件は、農地移動適正化あっせん事業による売買でございます。
賃貸借権設定4件の内訳につきましては、期間更新案件が2件、借主変更案件が2件となっております。
これらの計画につきましては、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしております。
以上でございます。

○議長(鈴木 剛) それでは、所有権移転番号1番、賃貸借権設定番号1番ないし4番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長(鈴木 剛) 発言がございませんので、議案第4号について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

○議長(鈴木 剛) 続きまして、日程第5議案第5号「現地目証明願について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

- 事務局（武田主任） 事務局。
日程第5議案第5号「現地目証明願について」を御説明いたします。議案の13ページを御覧ください。
江神地区で2件、西神楽地区で3件、東旭川地区で1件、合計で6件の願出がありました。
願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、全て願出のとおり、農採地以外であることを確認しました。
なお、番号4番の登記地目は宅地ではありますが、固定資産税で設定されている地目が農地であることから、所有権移転登記が認められなかったため、この度の願出に至ったものでございます。
以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） それでは、議案第5号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第5号について「異議なし」と認め、証明することに決定をいたします。
-
- 議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第6議案第6号「旭川農業振興地域整備計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（荒主任） 事務局。
日程第6議案第6号「旭川農業振興地域整備計画について」を御説明いたします。議案17ページ及び補足資料21、22ページを御覧ください。
市町村が行う農業振興地域整備計画の変更につきましては、農業委員会が市町村整備計画の推進における農地の流動化や農地の利用関係の調整等において重要な役割を担っていることから、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づいて、旭川市長から意見を求められているものです。
今回は2件の計画変更があり、内容は農家住宅建設に伴う農用地区域からの除外およびマスタープランの変更となっております。
以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） それでは、議案第6号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長(鈴木 剛) 発言がありませんので、議案第6号について「異議なし」と認め、計画の変更案が妥当である旨を旭川市長に回答することに決定をいたします。

○議長(鈴木 剛) 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第7報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」でありますが、これにつきましては、既に専決処理したものでありますので報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局(澤口主査) 事務局。
日程第7報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。議案の19ページを御覧ください。
本件につきましては、合計9件の届出があり、地区ごとの内訳としましては、東鷹栖地区で2件、永山地区で2件、西神楽地区で2件、東旭川地区で3件となっております。
届出の内訳としましては、番号1番ないし8番が相続による所有権の取得、番号9番が時効取得による所有権の取得でございます。
なお、番号9番の案件につきましては、令和2年度第1回定例農地部会で審議、決定された農地の時効取得に係る北海道知事への報告に関連するものであります。
これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議長(鈴木 剛) ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長(鈴木 剛) 発言がございませんので、報告第1号を終わります。

○議長(鈴木 剛) 次に、日程第8報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局(北田主査) 事務局。
日程第8報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を御

説明いたします。議案の25ページを御覧ください。

本件については、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が1件あり、地区は東旭川地区でした。

これらにつきまして、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありました。御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第2号を終わります。

○議長（鈴木 剛） 次に、日程第9報告第3号「農地所有適格法人の報告について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（長根主任） 事務局。

日程第9報告第3号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。議案の27ページを御覧ください。

本件について、報告書の提出があった法人は6法人です。

これらの法人につきまして、議案補足資料23ページないし28ページの農地所有適格法人要件確認書のとおり、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たしていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありました。御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第3号を終わります。

○議長（鈴木 剛） 次に、日程第10報告第4号「農地所有適格法人以外の者の報告について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（長根主任）

事務局。

日程第10報告第4号「農地所有適格法人以外の者の報告について」を御説明いたします。議案の29ページを御覧ください。

本件は報告第3号とは異なり、農地所有適格法人以外の者、旭川市の場合には今回報告しています一般法人1件のみが該当するため、その報告となります。

この法人につきまして、議案補足資料29ページの要件確認書のとおり、農地法第3条第3項に定める解除条件付き契約要件、地域との役割分担要件、農業常時従事要件のすべてを満たしていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛）

ただいま事務局から説明がありました。御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（鈴木 剛）

発言がございませんので、報告第4号を終わります。

○議長（鈴木 剛）

以上で、本日の提出案件審議は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年度旭川市農業委員会第4回定例農地部会を閉会いたします。